

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2編 居住者の納税義務 第4章 更正の請求の特例 法第153条の6 ((国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例)) 関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号レに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p> <p>法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係</p> <p>(特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された場合の所得区分)</p> <p><u>23～35共-5の2 令第84条第1項((譲渡制限付株式の価額等))に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式(以下23～35共-5の4までにおいて「特定譲渡制限付株式等」という。)の同項に規定する譲渡についての制限(以下23～35共-5の4までにおいて「譲渡制限」という。)が解除された場合の所得に係る所得区分は、当該特定譲渡制限付株式等を交付した法人(以下23～35共-5の4までにおいて「交付法人」という。)と当該特定譲渡制限付株式等を交付された者との関係等に応じ、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) 特定譲渡制限付株式等が、交付法人との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して交付されたと認められる場合は、給与所得とする。ただし、特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が、当該特定譲渡制限付株式等を交付された者の退職に基因して解除されたと認められる場合は、退職所得とする。</u></p> <p><u>(2) 特定譲渡制限付株式等が、個人の営む業務に関連して交付されたと認められる場合</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第2編 居住者の納税義務 第4章 更正の請求の特例 法第153条の5 ((国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例)) 関係</p> <p>法第2条((定義))関係</p> <p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>2-22 令第6条第8号ソに掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。</p> <p>法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係</p> <p>(新設)</p>

は、事業所得又は雑所得とする。

(3) (1)及び(2)以外の場合は、原則として雑所得とする。

(注) この取扱いは、交付法人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

#### (特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期)

23～35共－5の3 交付法人から特定譲渡制限付株式等を交付された場合の当該特定譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日による。

(新 設)

なお、令第84条第1項第2号に規定する事由その他の事由により、交付法人が特定譲渡制限付株式等は無償で取得することとなった場合には、課税しない。

#### (特定譲渡制限付株式等の価額)

23～35共－5の4 特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価格による。

(新 設)

(1) 特定譲渡制限付株式等が金融商品取引所に上場されている場合 当該特定譲渡制限付株式等につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)

(2) 令第84条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合 当該旧株の最終の価格を基準として当該承継譲渡制限付株式につき合理的に計算した価額

(3) (1)の特定譲渡制限付株式等及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該特定譲渡制限付株式等又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある特定譲渡制限付株式等で、当該特定譲渡制限付株式等の上場又は登録に際して特定譲渡制限付株式等の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式の

いずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないもので交付法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハマまでに該当しないもの 譲渡制限が解除された日又は同日に最も近い日におけるその特定譲渡制限付株式等の交付法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

#### (株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共－6 発行人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合(同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共－6の2において同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下23～35共－9までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

(1) 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第84条第2項第3号又は第4号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行人と当該権利を与えられた者との関係等に依り、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第84条第2項第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連し

#### (株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35共－6 発行人から令第84条各号(株式等を取得する権利の価額)に掲げる権利を与えられた場合(同条の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共－6の2において同じ。)の当該権利の行使による株式(これに準ずるものを含む。以下23～35共－9までにおいて同じ。)の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

(1) 令第84条第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第84条第3号又は第4号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行人と当該権利を与えられた者との関係等に依り、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第84条第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式

て株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行法人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

**(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)**

23～35共－6の2 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同項第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

**(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)**

23～35共－7 令第84条第2項第5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

(注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

**(株主等として与えられた場合)**

23～35共－8 令第84条第2項に規定する「株主等として与えられた場合(当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)」とは、同項に規定する権利が株主等のその有する株式の内容及び数に応じて平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいうことに留意する。

(注) 例えば、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するか否

を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行法人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

**(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)**

23～35共－6の2 発行法人から令第84条各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同条第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

**(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)**

23～35共－7 令第84条第5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

(注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

**(株主等として与えられた場合)**

23～35共－8 令第84条に規定する「株主等として与えられた場合(当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)」とは、同条に規定する権利が株主等のその有する株式の内容及び数に応じて平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合をいうことに留意する。

(注) 例えば、他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当するか否

かの判定については、新株予約権無償割当てにつき会社法第322条の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行人の各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して判断する必要があることに留意する。

(株式等を取得する権利の価額)

23～35共－9 令第84条第2項第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同項第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)とする。

(2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登

かの判定については、新株予約権無償割当てにつき会社法第322条の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行人の各種類の株式の内容、当該新株予約権無償割当ての状況などを総合的に勘案して判断する必要があることに留意する。

(株式等を取得する権利の価額)

23～35共－9 令第84条第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同条第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同条の規定により公表された最終の価格がない場合は公表された最終の気配相場の価格とし、同日に最終の価格又は最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格又は最終の気配相場の価格とする。)による。なお、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する価格があるときは、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。

(2) これらの権利の行使により取得する新株(当該権利の行使があったことにより発行された株式をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該新株が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の新株に係る旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認めら

録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハマでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

(信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共-10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得は、当該信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の決済の日の属する年分の所得とする。

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(特定譲渡制限付株式等の価額)

48-1の2 令第109条第1項第2号((有価証券の取得価額))に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日における価額は、23～35共-5の4により求めた価額とする。

(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)

48-2 令第109条第1項第3号に規定する有価証券のその権利の行使の日(令第84条第2項第5号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、23～35共-9により求めた価額とする。

(株主等として与えられる場合)

48-2の2 令第109条第1項第4号に規定する「株主等として与えられる場合(当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)」については、23～35共-8の取扱いに準ずる。

(有価証券の購入のために要した費用)

れる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハマでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

(信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共-10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式の売買から生ずる所得は、当該信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の決済の日の属する年分の所得とする。

法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係

(新設)

(発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額)

48-2 令第109条第1項第2号((有価証券の取得価額))に規定する有価証券のその権利の行使の日(令第84条第5号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額は、23～35共-9により求めた価額とする。

(株主等として与えられる場合)

48-2の2 令第109条第1項第3号に規定する「株主等として与えられる場合(当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)」については、23～35共-8の取扱いに準ずる。

(有価証券の購入のために要した費用)

48-3 令第109条第1項第5号に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」とは、有価証券を購入するに当たって支出した謝礼金、交通費、通信費、名義書換料等をいう。

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48-6の2 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた令第84条第2項第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\text{株式1株当たりの払込金額} + \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$$

法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

[減価償却資産の償却の方法(令第120条及び第120条の2関係)]

(旧定率法を選定している建物、建物附属設備及び構築物にした資本的支出に係る償却方法)

49-1の2 令第120条第1項第1号イ(2)に規定する旧定率法を選定している建物、建物附属設備及び構築物に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第127条第2項の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は、次に掲げる資本的支出の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によることに留意する。

(1) 令第120条第1項第3号に規定する鉱業用減価償却資産に該当しない建物、建物附属設備及び構築物にした資本的支出 令第120条の2第1項第1号イ(1)に規定する定額法

(2) (1)以外のもの 同号イ(1)に規定する定額法又は同項第3号イ(2)に規定する生産高比例法(これらの償却の方法に代えて納税地の所轄税務署長の承認を受けた特別な償却の方法を含む。)のうち選定している方法

[鉱業用減価償却資産の償却]

48-3 令第109条第1項第4号に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」とは、有価証券を購入するに当たって支出した謝礼金、交通費、通信費、名義書換料等をいう。

(新株予約権の行使により取得した株式の取得価額)

48-6の2 新株予約権の行使により取得した株式(発行人から与えられた令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。)1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\text{株式1株当たりの払込金額} + \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$$

法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

[減価償却資産の償却の方法(令第120条及び第120条の2関係)]

(旧定率法を選定している建物にした資本的支出に係る償却方法)

49-1の2 令第120条第1項第1号イ(2)に規定する旧定率法を選定している建物に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第127条第2項の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は令第120条の2第1項第1号に規定する定額法に限られることに留意する。

[鉱業用減価償却資産の償却]

(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)

49-24 鉱業用減価償却資産(令第120条の2第1項第3号イに掲げる減価償却資産を除く。)の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、49-19に準じて計算する。

(成熟の年齢又は樹齢の判定が困難な場合)

49-28 49-27の(1)本文の年齢又は(2)の樹齢を判定する場合においてその判定が困難なときは、表2に掲げる生物又は果樹については、それぞれ同表に掲げる年齢又は樹齢を成熟の年齢又は樹齢とすることができるものとする。

[表2]

種 類	細 目	成熟の年齢又は樹齢
牛		満2歳
馬	農 業 使 役 用	満2歳
	小 運 搬 使 役 用	満4歳
	繁 殖 用	満3歳
	種 付 用	満4歳
	競 走 用	満2歳
	そ の 他 用	満2歳
豚	種 付 用	満2歳
	繁 殖 用	満1歳
綿 羊		満2歳
かんきつ樹		満15年
りんご樹		満10年
ぶどう樹		満6年
梨 樹		満8年
桃 樹		満5年
桜桃樹		満8年
びわ樹		満8年
くり樹		満8年
梅 樹		満7年
柿 樹		満10年

(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却費の計算)

49-24 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却費(令第134条第2項の規定による償却費を除く。)は、49-19に準じて計算する。

(成熟の年齢又は樹齢の判定が困難な場合)

49-28 49-27の(1)本文の年齢又は(2)の樹齢を判定する場合においてその判定が困難なときは、表2に掲げる生物又は果樹については、それぞれ同表に掲げる年齢又は樹齢を成熟の年齢又は樹齢とすることができるものとする。

[表2]

種 類	細 目	成熟の年齢又は樹齢
牛		満2歳
馬	農 業 使 役 用	満2歳
	小 運 搬 使 役 用	満4歳
	繁 殖 用	満3歳
	種 付 用	満4歳
	競 走 用	満2歳
	そ の 他 用	満2歳
豚	種 付 用	満2歳
	繁 殖 用	満1歳
綿 羊		満2歳
かんきつ樹		満15年
りんご樹		満10年
ぶどう樹		満6年
なし樹		満8年
桃 樹		満5年
桜桃樹		満8年
びわ樹		満8年
くり樹		満8年
梅 樹		満7年
かき樹		満10年



あんず樹		満7年
すもも樹		満7年
いちぢく樹		満5年
茶樹		満8年
オリーブ樹		満8年
桑樹	根刈り、中刈り及び高刈り 立て通し	満3年 満7年
こりやなぎ		満3年
みつまた		満4年
こうぞ		満3年
ラミ		満3年
ホソブ		満3年

あんず樹		満7年
すもも樹		満7年
いちぢく樹		満5年
茶樹		満8年
オリーブ樹		満8年
桑樹	根刈り、中刈り及び高刈り 立て通し	満3年 満7年
こりやなぎ		満3年
みつまた		満4年
こうぞ		満3年
ラミ		満3年
ホソブ		満3年

法第95条((外国税額控除))関係

(利子の範囲)

95-27 165の3-8の取扱いは、法第95条第7項に規定する利子の範囲について準用する。

法第105条((予定納税基準額の計算の基準日等))関係

(「確定しているところ」の意義)

105-1 法第105条に規定する「その年5月15日において確定しているところ」とは、確定申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等の処分によりその年5月15日において定まっているところをいうのであるから、確定申告に対して更正の請求がされ、又は更正若しくは決定等の処分に対して再調査の請求若しくは審査請求等がされている場合においても、その判定をすべき日までにあった確定申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等のうち、最終のものにより定まっているところによるべきことに留意する。

法第106条((予定納税額等の通知))関係

(予定納税額等の通知の性格)

106-1 法第106条第1項又は第2項の規定による予定納税額等の通知は、国税に関する法律に基づく処分ではないから、再調査の請求又は審査請求の対象とはならない。

法第95条((外国税額控除))関係

(利子の範囲)

95-27 165の3-8の取扱いは、法第95条第8項に規定する利子の範囲について準用する。

法第105条((予定納税基準額の計算の基準日等))関係

(「確定しているところ」の意義)

105-1 法第105条に規定する「その年5月15日において確定しているところ」とは、確定申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等の処分によりその年5月15日において定まっているところをいうのであるから、確定申告に対して更正の請求がされ、又は更正若しくは決定等の処分に対して異議申立て若しくは審査請求等がされている場合においても、その判定をすべき日までにあった確定申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等のうち、最終のものにより定まっているところによるべきことに留意する。

法第106条((予定納税額等の通知))関係

(予定納税額等の通知の性格)

106-1 法第106条第1項又は第2項の規定による予定納税額等の通知は、国税に関する法律に基づく処分ではないから、異議申立て又は審査請求の対象とはならない。

(注) 当該通知の額に違算その他の誤びゅうがあった場合には、納税者の請求等がなくても、訂正しなければならないことに留意する。

#### 法第120条((確定所得申告))関係

(2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

120-7 規則第47条の2第5項((確定所得申告書に添付すべき書類等))に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により令第262条第3項第1号イからハまで((確定申告書に関する書類等の提出又は提示))に掲げる者(以下120-9までにおいて「国外居住親族」という。)が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 規則第47条の2第5項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号に掲げる書類に該当することに留意する。

(送金関係書類の範囲)

120-8 規則第47条の2第6項各号に掲げる書類(以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。)は、同項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものをいうのであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

この場合において、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させること

(注) 当該通知の額に違算その他の誤びゅうがあった場合には、納税者の請求等がなくても、訂正しなければならないことに留意する。

#### 法第120条((確定所得申告))関係

(2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

120-7 規則第47条の2第4項((確定所得申告書に添付すべき書類等))に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により令第262条第2項第1号イからハまで((確定申告書に関する書類の提出又は提示))に掲げる者(以下120-9までにおいて「国外居住親族」という。)が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 規則第47条の2第4項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号に掲げる書類に該当することに留意する。

(送金関係書類の範囲)

120-8 規則第47条の2第5項各号に掲げる書類(以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。)は、同項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものをいうのであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

この場合において、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させること

ができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第6項第1号又は第2号の支払方法の別）
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第6項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第6項第2号に掲げる書類 国外居住親族が同号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者同号に規定するクレジットカード等を提示又は通知をした日

#### 法第153条の6（(国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例)関係

（法第153条の2の更正の請求の適用がある場合の法第153条の6の更正の請求の取扱い）

**153の6-1** 法第60条の2第1項から第3項まで（(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用を受けた個人が、同条第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び法第95条の2第1項（(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例)の規定の適用を受ける場合には、法第153条の2第2項（(国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例)の規定による更正の請求と別に法第153条の6の規定による更正の請求ができることに留意する。

(注) 法第153条の2第2項の規定による更正の請求は、法第60条の2第8項又は第9項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日から4月以内に行うことができ、法第153条の6の規定による更正の請求は、同条に規定する外国所得税を納付することとなる日から4月以内に行うことができることに留意する。

（外国所得税を納付することとなる日の意義）

**153の6-2** 法第153条の6に規定する「外国所得税を納付することとなる日」とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいうのであるが、実際に外国所得税を納付した日を「外国所得税を納付することとなる日」として取り扱って差し支えない。

#### 法第161条（(国内源泉所得)関係

ができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法（規則第47条の2第5項第1号又は第2号の支払方法の別）
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第5項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 規則第47条の2第5項第2号に掲げる書類 国外居住親族が同号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者同号に規定するクレジットカード等を提示又は通知をした日

#### 法第153条の5（(国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例)関係

（法第153条の2の更正の請求の適用がある場合の法第153条の5の更正の請求の取扱い）

**153の5-1** 法第60条の2第1項から第3項まで（(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用を受けた個人が、同条第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び法第95条の2第1項（(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例)の規定の適用を受ける場合には、法第153条の2第2項（(国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例)の規定による更正の請求と別に法第153条の5の規定による更正の請求ができることに留意する。

(注) 法第153条の2第2項の規定による更正の請求は、法第60条の2第8項又は第9項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日から4月以内に行うことができ、法第153条の5の規定による更正の請求は、同条に規定する外国所得税を納付することとなる日から4月以内に行うことができることに留意する。

（外国所得税を納付することとなる日の意義）

**153の5-2** 法第153条の5に規定する「外国所得税を納付することとなる日」とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいうのであるが、実際に外国所得税を納付した日を「外国所得税を納付することとなる日」として取り扱って差し支えない。

#### 法第161条（(国内源泉所得)関係

〔恒久的施設帰属所得（第1号関係）〕

（恒久的施設において使用する資産の範囲）

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借している固定資産（令第6条第8号イからレまで（減価償却資産の範囲））に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（令第291条の2第2項第1号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得））に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第165条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）関係

（租税条約等により所得税が課されない所得の損失の金額）

165-13 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定又は租税条約により所得税が課されないこととされている不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得について損失の金額が生じた場合においても、当該損失の金額は、法第165条第1項に規定する総合課税に係る所得税の課税標準の額の計算上なかったものとされることに留意する。

（経過措置）

この法令解釈通達による改正後の23～35共-5の2から23～35共-5の4まで及び48-1の2の取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用する。

〔恒久的施設帰属所得（第1号関係）〕

（恒久的施設において使用する資産の範囲）

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借している固定資産（令第6条第8号イからソまで（減価償却資産の範囲））に掲げる無形固定資産を除く。）、使用許諾を受けた無形資産（令第291条の2第2項第1号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得））に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。）等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

（注）本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第165条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）関係

（租税条約等により所得税が課されない所得の損失の金額）

165-13 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第1条（所得税又は法人税の非課税）の規定又は租税条約により所得税が課されないこととされている不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得について損失の金額が生じた場合においても、当該損失の金額は、法第165条第1項に規定する総合課税に係る所得税の課税標準の額の計算上なかったものとされることに留意する。